

法人名	※ 処理事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分			
	法人番号								
	事業年度	令和	年	月	日から	令和	年	月	日まで

資本金等の額に関する計算書

1. 内国法人の資本金等の額に関する計算

収入金額課税事業（法第72条の2第1項第2号に掲げる事業）を併せて行う法人									
資本金等の額 別表5の2下表3㉔又は㉓、㉕若しくは㉖	①	北	十億	百万	千	円	収入金額課税事業以外の事業に係る期末の 従業員数	③	人
収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額 ①×③/④	②						期末の総従業員数	④	
特定内国法人又は非課税事業を併せて行う法人									
月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭	⑤	北	十億	百万	千	円	特定内国法人		
特定子会社の株式又は出資に係る控除額 別表5の2の4⑩	⑥						特定内国法人の付加価値額の総額に占める 国内の事業に帰属する付加価値額の割合 (別表5の2の2⑮-同表⑩) / 同表⑮	⑬	%
差引	⑦						非課税事業を併せて行う法人		
外国の事業に係る控除額 (⑦×別表5の2の2⑯/同表⑮) 又は(⑦×別表5の2の2⑰/同表⑮)	⑧						国内における非課税事業に係る期末の従業員 数	⑭	人
再差引	⑨						国内における事務所又は事業所の期末の従業員 数	⑮	
非課税事業に係る控除額 ⑨×⑭/⑮	⑩						/		
課税標準の特例に係る控除額 ⑩	⑪								
控除額計 ⑥+⑧+⑩+⑪	⑫								

2. 特例適用対象法人等の資本金等の額に関する計算

法第72条の21第1項各号及び第2項関係						法附則第9条第1項関係												
資本金等の額 別表5の2下表3㉔	⑬	北	十億	百万	千	円	資本金の額 別表5の2下表1㉔	⑳	北	十億	百万	千	円					
法第72条の21第1項第1号に係る加算	⑭						法附則第9条第1項に係る額 ㉔×2	㉕										
法第72条の21第1項第2号及び第3号に係る控除	⑮						法附則第9条第4項から第7項まで及び第18項関係											
仮計 ⑬+⑭-⑮	⑯						月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭又は(⑯-⑩)	㉖	北	十億	百万	千	円					
資本金の額 別表5の2下表1㉔	⑰						課税標準の特例に係る控除割合	㉗					円					
資本準備金の額	⑱						未収金の帳簿価額	㉘					円					
仮計 ⑰+⑱	㉑						総資産価額	㉙					円					
⑱と㉑のいずれか大きい額	㉒						課税標準の特例に係る控除額 (㉑×㉗)又は(㉘×㉗/㉙)	㉚	北	十億	百万	千	円					
/						法附則第9条第24項又は第26項関係												
						資本金等の額 別表5の2下表3㉔又は㉓	㉓	北	十億	百万	千	円	政府の出資の金額又は取組資金の金額	㉜				円
						法附則第9条第24項又は第26項に係る額 (㉓-㉜)又は(㉓-㉜×1/2)	㉝							㉞				円

3. 外国法人の資本金等の額に関する計算

月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭	⑳	北	十億	百万	千	円	外国における事務所又は事業所の期末の従業員 数	㉑	人
外国の事業に係る控除額 ⑳×㉑/㉒	㉓						期末の総従業員数	㉒	
差引	㉔						非課税事業又は収入金額課税事業を併せて行う法人		
非課税事業又は収入金額課税事業に係る控除額 ㉔×㉕/㉖	㉗						国内における非課税事業又は収入金額課税 事業に係る期末の従業員数	㉕	人
控除額計 ㉓+㉗	㉘						国内における事務所又は事業所の期末の従業員 数	㉖	